

## 令和3年度税制改正の大綱（抜粋）

令和2年12月21日

閣議決定

### 四 消費課税

#### 1 車体課税の見直し

（国 税）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

（1）乗用自動車（軽油自動車を除く。）

① 自動車重量税を免除し、又は税率を50%若しくは25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	改正案
令和2年度燃費基準に対する達成の程度が140%以上であるもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和2年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和2年度燃費基準を達成しているもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）

② 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるものとする。

（2）乗用自動車（軽油自動車に限る。）

① 新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、令和2年度燃費基準を達成しているものとする。

(注) 上記の改正は、令和4年5月1日から施行する。

② 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるものとする。

(3) バス（車両総重量が3.5t以下の揮発油自動車及び軽油自動車に限る。）

① 揮発油自動車のうち、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち、平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものに係る本措置の適用については、次のとおりとする。

イ 令和2年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除する。

ロ 令和2年度燃費基準を達成している自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を75%軽減する。

② 揮発油自動車のうち、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち平成21年排出ガス規制に適合するものに係る本措置の適用については、次のとおりとする。

イ 令和2年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除する。

ロ 令和2年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を75%軽減する。

ハ 令和2年度燃費基準を達成している自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減する。

(4) その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

〈自動車税環境性能割〉

(1) 環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率（営業用自動車にあつては、非課税又は0.5%若しくは1%の税率）の適用区分について、次の見直しを行う。

① 自家用乗用車

イ 燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	改正案
令和2年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和2年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和2年度燃費基準を達成しているもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）

ロ 軽油自動車に係る非課税の適用を受ける要件に、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成していることを加える。

ハ 軽油自動車で平成30年排出ガス規制又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上である自動車を、1%の税率の適用を受ける区分に加える。

（注）令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。ロに掲げるものを除く。

ニ 軽油自動車で平成30年排出ガス規制又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上である自動車を、2%の税率の適用を受ける区分に加える。

（注）令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。ロ及びハに掲げるも

のを除く。

ホ ロからニまでに掲げる軽油自動車以外の軽油自動車に係る環境性能割の税率を3%とする。

② 営業用乗用車

イ 燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	改正案
令和2年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和2年度燃費基準を達成しているもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が65%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）

ロ 軽油自動車に係る非課税の適用を受ける要件に、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成していることを加える。

ハ 軽油自動車で平成30年排出ガス規制又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が65%以上である自動車を、0.5%の税率の適用を受ける区分に加える。

（注）令和2年度燃費基準を達成しているものに限り、ロに掲げるものを除く。

ニ 軽油自動車で平成30年排出ガス規制又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上である自動車を、1%の税率の適用を受ける区分に加える。

（注）令和2年度燃費基準を達成しているものに限り、ロ及びハに掲げるも

のを除く。

ホ ロからニまでに掲げる軽油自動車以外の軽油自動車に係る環境性能割の税率を当分の間、2%とする。

③ バス（車両総重量が2.5t以下のもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	改正案
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 120%以上であるもの	令和 2 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの	令和 2 年度燃費基準を達成しているもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの

④ トラック（車両総重量が2.5t以下のもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	改正案
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 120%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 125%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 120%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの

⑤ バス（車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	改正案
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの	令和 2 年度燃費基準を達成しているもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成	平成 27 年度燃費基準に対する達成

の程度が 105%以上であるもの	の程度が 110%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準を達成しているもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの

⑥ トラック（車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	改正案
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 120%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準を達成しているもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの

⑦ バス・トラック（車両総重量が 3.5 t を超えるもの）

軽油自動車で平成 21 年排出ガス規制に適合するもの（平成 28 年排出ガス規制に適合する自動車及び平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を除く。）を非課税又は 1%若しくは 2%の税率（営業用自動車にあつては、非課税又は 0.5%若しくは 1%の税率）の適用を受ける区分から除外する。

(2) 次に掲げる軽油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制又は平成 21 年排出ガス規制に適合するものに係る環境性能割を非課税とする措置を講ずる。

① 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得した軽油自動車（乗用車に限る。）

② 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に取得した軽油自動車  
で、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 60%以上であり、かつ、令和 2 年度燃費基準を達成しているもの（乗用車に限る。）

(3) 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、次のとおり税率 1%分を軽減する特例措置の適用

期限を9月延長する。

また、この措置による減収については、全額国費で補填する。

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

(4) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税種別割〉

(5) 種別割において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例」）について、次のとおり適用期限を2年延長する。

① 種別割のグリーン化特例（軽課）

令和3年度及び令和4年度に新車新規登録を受けた自動車について、以下のとおり、当該登録の翌年度に特例措置を講ずる。

イ 自家用乗用車の税率を概ね100分の75軽減する特例措置について、軽油自動車を適用対象から除外し、電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限った措置とする。

ロ 次に掲げる自動車（自家用乗用車を除く。）について、税率を概ね100分の75軽減する。

(イ) 電気自動車

(ロ) 天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの（揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とする営業用乗用

車に限る。)

(ホ) 平成 30 年排出ガス規制又は平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 90%以上であり、かつ、令和 2 年度燃費基準を達成しているもの（軽油を内燃機関の燃料とする営業用乗用車に限る。)

ハ 次に掲げる自動車について、税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

(イ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 70%以上であり、かつ、令和 2 年度燃費基準を達成しているもの（揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とする営業用乗用車に限る。)

(ロ) 平成 30 年排出ガス規制又は平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 70%以上であり、かつ、令和 2 年度燃費基準を達成しているもの（軽油を内燃機関の燃料とする営業用乗用車に限る。)

## ② 種別割のグリーン化特例（重課）

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を 2 年延長し、令和 4 年度分及び令和 5 年度分を特例措置の対象とする。

(6) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税環境性能割〉

(7) 環境性能に応じた非課税又は 1%若しくは 2%の税率（営業用自動車にあつては、非課税又は 0.5%若しくは 1%の税率。自家用軽自動車に係る特例措置による 2%の税率を除く。）の適用区分について、次の見直しを行う。

### ① 自家用乗用車

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	改正案
令和 2 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75%以上であるもの（令



	和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。)
令和 2 年度燃費基準を達成しているもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 60%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。)
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 55%以上であるもの

② 営業用乗用車

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	改正案
令和 2 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。)
令和 2 年度燃費基準を達成しているもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 60%以上であるもの (令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。)
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 55%以上であるもの

③ トラック (車両総重量が 2.5 t 以下のもの)

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	改正案
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 120%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 125%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 120%以上であるもの
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの	平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの

(8) 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得した自家用乗用車

に係る環境性能割について、次のとおり税率1%分を軽減する特例措置の適用期限を9月延長する。

また、この措置による減収については、全額国費で補填する。

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1%	非課税
2%	1%

(9) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税種別割〉

(10) 種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、次のとおり適用期限を2年延長する。

① 次に掲げる軽自動車（自家用乗用車を除く。）について、税率を概ね100分の75軽減する。

イ 電気軽自動車

ロ 天然ガス軽自動車で平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

② 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの（揮発油を内燃機関の燃料とする営業用軽自動車で乗用のものに限る。）について、税率を概ね100分の50軽減する。

③ 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの（揮発

油を内燃機関の燃料とする営業用軽自動車で乗用のものに限り、②の軽自動車を除く。)について、税率を概ね100分の25軽減する。

(11) その他所要の措置を講ずる。

## 2 租税特別措置等

(国 税)

[延長・拡充等]

(6) 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を3年延長する。

(7) 車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

① 車両総重量が8 tを超え20 t以下のトラック（トラクタ及びトレーラーを除く。②において同じ。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置（左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。③において同じ。）を装備したもののについて、令和3年5月1日から同年10月31日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を75%軽減する。

② 車両総重量が12 t以下のバス等及び車両総重量が3.5 tを超え20 t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置（車両総重量が5 t以下のバス等にあつては衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置）を装備したもの（①に該当するものを除く。）について、令和3年5月1日から同年10月31日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減する。

③ 車両総重量が8 tを超えるトラック（トレーラーを除く。）のうち、側方衝突警報装置を装備したもの（①に該当するものを除く。）について、令和3年5月1日から令和6年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を25%軽減する。

(地方税)

〔延長・拡充等〕

〈自動車税環境性能割〉

(1) 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置について、一般乗合旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するリフト付きバス（乗車定員 30 人以上の空港アクセスバスに限る。）を取得した場合における通常の取得価額からの控除額を 800 万円に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

(2) 車両安定性制御装置等を装備した自動車（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

① 車両総重量が 8 t を超え 20 t 以下のトラック（トラクタ及びトレーラーを除く。②において同じ。）で車両安定性制御装置（横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②において同じ。）、衝突被害軽減制動制御装置（衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②において同じ。）、車線逸脱警報装置（車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②において同じ。）及び側方衝突警報装置（左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。③において同じ。）を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和 3 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から 525 万円を控除する。

② 次に掲げる自動車で車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置（車両総重量が 5 t 以下のバス等（専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員 10 人以上のもの（立席を有するものを除く。）をいう。）にあつては、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置）を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和 3 年 10 月 31 日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から 350 万円を控除する。

イ 車両総重量が 12 t 以下のバス等

ロ 車両総重量が 3.5 t を超え 20 t 以下のトラック

- ③ 車両総重量が8 tを超えるトラック（トレーラーを除く。）で側方衝突警報装置を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から175万円を控除する。
- (3) 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税環境性能割の非課税措置の適用期限を2年延長する。

## 第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

### 3. グリーン社会の実現

#### (1) カーボンニュートラルに向けた税制措置の創設

気候変動問題については、経済社会システムの変革を通じて環境・エネルギー上の諸課題に対応し、環境と成長の好循環を実現することが重要である。

「2050年カーボンニュートラル」という高い目標に向けて、産業競争力強化法において規定される予定の「中長期環境適応計画」（仮称）に基づき導入される、生産プロセスの脱炭素化に寄与する設備や、脱炭素化を加速する製品を早期に市場投入することでわが国事業者による新たな需要の開拓に寄与することが見込まれる製品を生産する設備に対して、税制上強力に支援する措置を創設する。

#### (2) 車体課税

自動車業界はCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある。

税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、他方でわが国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー

減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。関係省庁及び自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。

自動車重量税のエコカー減税については、全体として自動車ユーザーの負担が増えないように配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、目標年度が到来した令和2年度燃費基準を達成していることを条件に、令和12年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替える。その際、2回目車検時の免税対象について電気自動車等やこれらと同等の燃費性能を有するハイブリッド車等に重点化を図る。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものであり、令和2年度末が見直しの時期に当たることから、目標年度が到来した令和2年度燃費基準の達成状況も考慮しながら、令和12年度燃費基準の下で税率区分を見直す。

クリーンディーゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、エコカー減税及び環境性能割においてはガソリン車と同等に扱うこととする。その際、クリーンディーゼル車の取扱いが大きく変化することから、市場への配慮等の観点も踏まえ、令和3年度及び令和4年度に関しては激変緩和措置を講ずることとし、令和5年度以降はガソリン車と同等に取り扱うこととする。

自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、クリーンディーゼル車を対象から除くとともに、適用対象を電気自動車等に限定していない種別においても、重点化及び基準の切り替えを行った上で2年間延長する。また、次の期限到来に向けて、経済の状況などを考慮しつつ、更なる重点化を引き続き検討する。

今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税込中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

また、次のエコカー減税等の期限到来に向けて、新たに燃費基準の対象となった電気自動車及びプラグインハイブリッド車について、令和12年度燃費基

準に基づく燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税等における燃費基準の達成度に応じた評価について検討し、結論を得る。

環境性能割の臨時的軽減については、感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案して、適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補填する。〔再掲〕

### (3) 経済と環境の好循環の実現

気候変動問題などの地球規模の課題が顕在化している。IPCCによれば、極端な気象現象の増加や人の健康・生態系へのリスクは、工業化以降の平均気温の上昇が1.5℃の場合において増加し、2℃においては更に増加すると予測されている。持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、持続可能な社会を構築するためにも、パリ協定に基づき、脱炭素化に向けた取組みを加速することが重要である。わが国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050年カーボンニュートラル」、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現のため、幅広い施策を横断的に実施することとしている。また、パリ協定に基づく2030年度の削減目標（2013年度比26%減の水準）を確実に達成することを目指し、この水準にとどまることなく、更なる削減努力を追求していくこととしている。

## 4. 中小企業の支援、地方創生

### (5) 地域の活性化、地域社会の安全・安心の向上

#### ② 地方の生活を支える自動車の安全性能の向上等

自動車は地方における生活の基盤として不可欠のものであり、高齢化が急速に進行する中、その安全性の向上やバリアフリー化の推進は重要である。こうした観点から、先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る自動車税環境性能割及び自動車重量税の特例措置について、一定の装置を対象に追加した上で、適用期限を延長する。また、バリアフリー対応車両に係る特例措置についても、リフト付きバスの普及を促進する観点から、一定の車両につ



いて環境性能割の控除額を拡充した上で、適用期限を延長する。

## 第二 令和3年度税制改正の具体的内容

(略)

※ 令和3年度税制改正の大綱「四 消費課税」(前述)を参照

## 第三 検討事項

5 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

# 自動車関係諸税の見直し(エコカー減税等の延長・見直し(自動車重量税・自動車税・軽自動車税))

○トラック・バス、タクシーについては、「営自格差」を堅持した上でエコカー減税、グリーン化特例を2年間延長。一部見直しを行った上で、エコカー減税、グリーン化特例、環境性能割における現行の減免対象割合を維持。

重量車(トラック・バス) 乗用車(自家用・タクシー)

○現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	平成27年度燃費基準				電気自動車等 ※1
	未達成	達成	105%	110%	
自動車重量税	対象外	▲50%	▲75%	免税	免税※2

○令和12年度燃費基準を採用した上で、現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	令和12年度燃費基準					電気自動車等 ※1
	60%	70%	75%	85%	90%	
自動車重量税	▲25%		▲50%		免税	免税※2

○現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	電気自動車等 ※1
重量車	▲75%

○令和12年度燃費基準を採用した上で、現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	令和12年度燃費基準				電気自動車等 ※1
	60%	70%	80%	90%	
乗用車(自家用)	対象外				▲75%
乗用車(営業用)	対象外	▲50%		▲75%	▲75%

○現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	平成27年度燃費基準				電気自動車等 ※1
	未達成	達成	105%	110%	
重量車(自家用)	3%	2%	1%	非課税	
重量車(事業用)	2%	1%	0.5%	非課税	

○令和12年度燃費基準を採用した上で、現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	令和12年度燃費基準							電気自動車等 ※1
	55%未満	55%	60%	65%	75%	85%	達成	
乗用車(自家用)	3%		2%		1%	非課税		
乗用車(営業用)	2%		1%	0.5%	非課税			
軽自動車(自家用)	2%		1%				非課税	
軽自動車(営業用)	2%	1%	0.5%		非課税			

※1 電気自動車等とは、乗用車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車(一部要件見直し)を指し、重量車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。  
 ※2 初回継続検査についても免税。  
 ※3 乗用車において、令和2年度燃費基準未達成車は対象外(クリーンディーゼル乗用車は令和4年度以降)  
 ※4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車(軽自動車を含む)については、税率を1%分軽減する。

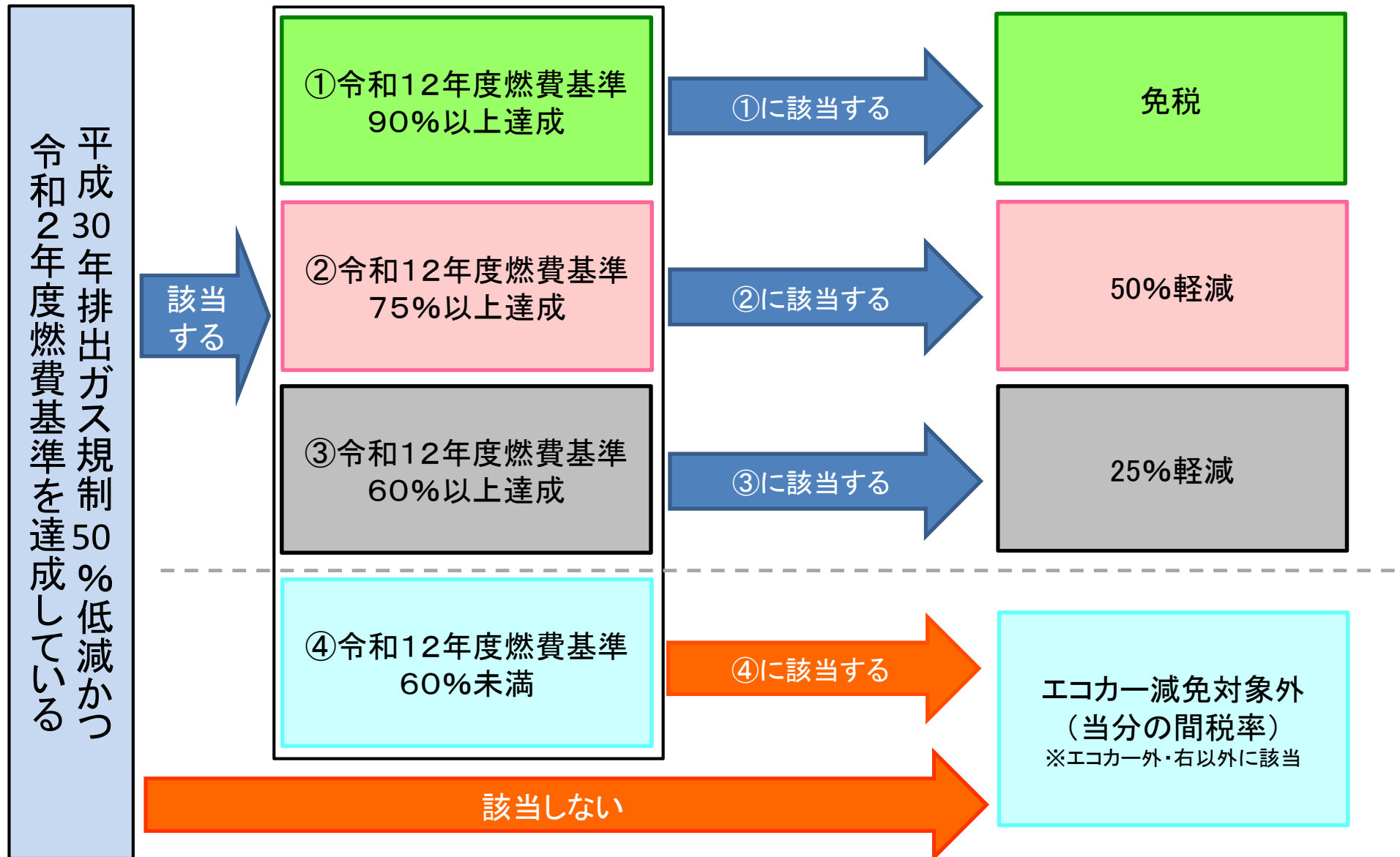
エコカー減税  
※3

グリーン化特例  
※3

環境性能割  
※3  
※4

# 令和3年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(乗用車の場合) その1

○2021年5月1日から2023年4月30日までに乗用車(ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む))の新車新規登録等を行う場合



# 2021年5月1日からの自動車重量税の税額表

## <新車新規登録等における自動車重量税の税額>

### 1. 乗用車

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	3年自家用				2年自家用				1年事業用			
	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)		エコカー外	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)		エコカー外	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)		エコカー外
		50%減	25%減			軽減なし	50%減			25%減	軽減なし	
0.5ト以下	免税	3,700	5,600	12,300	免税	2,500	3,700	8,200	免税	1,200	1,800	2,600
～1		7,500	11,200	24,600		5,000	7,500	16,400		2,500	3,700	5,200
～1.5		11,200	16,800	36,900		7,500	11,200	24,600		3,700	5,600	7,800
～2		15,000	22,500	49,200		10,000	15,000	32,800		5,000	7,500	10,400
～2.5		18,700	28,100	61,500		12,500	18,700	41,000		6,200	9,300	13,000
～3		22,500	33,700	73,800		15,000	22,500	49,200		7,500	11,200	15,600

### 2. 特種用途車

(表中の税額単位:円)

区分 車両総重量	2年自家用				1年自家用				2年事業用				1年事業用							
	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外					
		75%減	50%減	25%減			軽減なし	75%減	50%減			25%減	軽減なし	75%減		50%減	25%減	軽減なし		
1ト以下	免税	1,200	2,500	3,700	8,200	免税	600	1,200	1,800	4,100	免税	1,200	2,500	3,700	5,200	免税	600	1,200	1,800	2,600
～2		2,500	5,000	7,500	16,400		1,200	2,500	3,700	8,200		2,500	5,000	7,500	10,400		1,200	2,500	3,700	5,200
～2.5		3,700	7,500	11,200	24,600		1,800	3,700	5,600	12,300		3,700	7,500	11,200	15,600		1,800	3,700	5,600	7,800
～3		3,700	7,500	11,200	24,600		1,800	3,700	5,600	12,300		3,700	7,500	11,200	15,600		1,800	3,700	5,600	7,800
～4		5,000	10,000	15,000	32,800		2,500	5,000	7,500	16,400		5,000	10,000	15,000	20,800		2,500	5,000	7,500	10,400
～5		6,200	12,500	18,700	41,000		3,100	6,200	9,300	20,500		6,200	12,500	18,700	26,000		3,100	6,200	9,300	13,000
～6		7,500	15,000	22,500	49,200		3,700	7,500	11,200	24,600		7,500	15,000	22,500	31,200		3,700	7,500	11,200	15,600
～7		8,700	17,500	26,200	57,400		4,300	8,700	13,100	28,700		8,700	17,500	26,200	36,400		4,300	8,700	13,100	18,200
～8		10,000	20,000	30,000	65,600		5,000	10,000	15,000	32,800		10,000	20,000	30,000	41,600		5,000	10,000	15,000	20,800
～9		11,200	22,500	33,700	73,800		5,600	11,200	16,800	36,900		11,200	22,500	33,700	46,800		5,600	11,200	16,800	23,400
～10		12,500	25,000	37,500	82,000		6,200	12,500	18,700	41,000		12,500	25,000	37,500	52,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～11		13,700	27,500	41,200	90,200		6,800	13,700	20,600	45,100		13,700	27,500	41,200	57,200		6,800	13,700	20,600	28,600
～12		15,000	30,000	45,000	98,400		7,500	15,000	22,500	49,200		15,000	30,000	45,000	62,400		7,500	15,000	22,500	31,200
～13		16,200	32,500	48,700	106,600		8,100	16,200	24,300	53,300		16,200	32,500	48,700	67,600		8,100	16,200	24,300	33,800
～14		17,500	35,000	52,500	114,800		8,700	17,500	26,200	57,400		17,500	35,000	52,500	72,800		8,700	17,500	26,200	36,400
～15		18,700	37,500	56,200	123,000		9,300	18,700	28,100	61,500		18,700	37,500	56,200	78,000		9,300	18,700	28,100	39,000
～16		20,000	40,000	60,000	131,200		10,000	20,000	30,000	65,600		20,000	40,000	60,000	83,200		10,000	20,000	30,000	41,600
～17		21,200	42,500	63,700	139,400		10,600	21,200	31,800	69,700		21,200	42,500	63,700	88,400		10,600	21,200	31,800	44,200
～18		22,500	45,000	67,500	147,600		11,200	22,500	33,700	73,800		22,500	45,000	67,500	93,600		11,200	22,500	33,700	46,800
～19		23,700	47,500	71,200	155,800		11,800	23,700	35,600	77,900		23,700	47,500	71,200	98,800		11,800	23,700	35,600	49,400
～20		25,000	50,000	75,000	164,000		12,500	25,000	37,500	82,000		25,000	50,000	75,000	104,000		12,500	25,000	37,500	52,000
～21		26,200	52,500	78,700	172,200		13,100	26,200	39,300	86,100		26,200	52,500	78,700	109,200		13,100	26,200	39,300	54,600
～22		27,500	55,000	82,500	180,400		13,700	27,500	41,200	90,200		27,500	55,000	82,500	114,400		13,700	27,500	41,200	57,200
～23		28,700	57,500	86,200	188,600		14,300	28,700	43,100	94,300		28,700	57,500	86,200	119,600		14,300	28,700	43,100	59,800
～24		30,000	60,000	90,000	196,800		15,000	30,000	45,000	98,400		30,000	60,000	90,000	124,800		15,000	30,000	45,000	62,400
～25	31,200	62,500	93,700	205,000	15,600	31,200	46,800	102,500	31,200	62,500	93,700	130,000	15,600	31,200	46,800	65,000				

### 3. トラック(車両総重量8ト未満)

(表中の税額単位:円)

区分 車両総重量	2年自家用				2年事業用					
	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外
		75%減	50%減	25%減			軽減なし	75%減	50%減	
1ト以下	免税	1,200	2,500	3,700	6,600	免税	1,200	2,500	3,700	5,200
～2		2,500	5,000	7,500	13,200		2,500	5,000	7,500	10,400
～2.5		3,700	7,500	11,200	19,800		3,700	7,500	11,200	15,600
～3		3,700	7,500	11,200	24,600		3,700	7,500	11,200	15,600
～4		5,000	10,000	15,000	32,800		5,000	10,000	15,000	20,800
～5		6,200	12,500	18,700	41,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～6		7,500	15,000	22,500	49,200		7,500	15,000	22,500	31,200
～8		8,700	17,500	26,200	57,400		8,700	17,500	26,200	36,400
～8	10,000	20,000	30,000	65,600	10,000	20,000	30,000	41,600		

# 2021年5月1日からの自動車重量税の税額表

## <新車新規登録等における自動車重量税の税額>

### 4. バス、トラック(トラックは車両総重量8トンから適用)

(表中の税額単位:円)

区分 車両 総重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外
		75%減	50%減	25%減			軽減なし	75%減	50%減	
1トン以下	免税	600	1,200	1,800	4,100	免税	600	1,200	1,800	2,600
~2		1,200	2,500	3,700	8,200		1,200	2,500	3,700	5,200
~2.5		1,800	3,700	5,600	12,300		1,800	3,700	5,600	7,800
~3		1,800	3,700	5,600	12,300		1,800	3,700	5,600	7,800
~4		2,500	5,000	7,500	16,400		2,500	5,000	7,500	10,400
~5		3,100	6,200	9,300	20,500		3,100	6,200	9,300	13,000
~6		3,700	7,500	11,200	24,600		3,700	7,500	11,200	15,600
~7		4,300	8,700	13,100	28,700		4,300	8,700	13,100	18,200
~8		5,000	10,000	15,000	32,800		5,000	10,000	15,000	20,800
~9		5,600	11,200	16,800	36,900		5,600	11,200	16,800	23,400
~10		6,200	12,500	18,700	41,000		6,200	12,500	18,700	26,000
~11		6,800	13,700	20,600	45,100		6,800	13,700	20,600	28,600
~12		7,500	15,000	22,500	49,200		7,500	15,000	22,500	31,200
~13		8,100	16,200	24,300	53,300		8,100	16,200	24,300	33,800
~14		8,700	17,500	26,200	57,400		8,700	17,500	26,200	36,400
~15		9,300	18,700	28,100	61,500		9,300	18,700	28,100	39,000
~16		10,000	20,000	30,000	65,600		10,000	20,000	30,000	41,600
~17		10,600	21,200	31,800	69,700		10,600	21,200	31,800	44,200
~18		11,200	22,500	33,700	73,800		11,200	22,500	33,700	46,800
~19		11,800	23,700	35,600	77,900		11,800	23,700	35,600	49,400
~20		12,500	25,000	37,500	82,000		12,500	25,000	37,500	52,000
~21		13,100	26,200	39,300	86,100		13,100	26,200	39,300	54,600
~22		13,700	27,500	41,200	90,200		13,700	27,500	41,200	57,200
~23		14,300	28,700	43,100	94,300		14,300	28,700	43,100	59,800
~24		15,000	30,000	45,000	98,400		15,000	30,000	45,000	62,400
~25		15,600	31,200	46,800	102,500		15,600	31,200	46,800	65,000
~26		16,200	32,500	48,700	106,600		16,200	32,500	48,700	67,600
~27		16,800	33,700	50,600	110,700		16,800	33,700	50,600	70,200
~28		17,500	35,000	52,500	114,800		17,500	35,000	52,500	72,800
~29		18,100	36,200	54,300	118,900		18,100	36,200	54,300	75,400
~30	18,700	37,500	56,200	123,000	18,700	37,500	56,200	78,000		

### 5. 検査対象軽自動車(二輪を除く)

(表中の税額単位:円)

	3年自家用				エコカー	2年自家用				エコカー	2年事業用						
	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)				エコカー外	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外	
		75%減	50%減	25%減				軽減なし	75%減				50%減	25%減	軽減なし		75%減
	免税	1,800	3,700	5,600	9,900	免税	1,200	2,500	3,700	6,600	免税	1,200	2,500	3,700	5,200		

### 6. 小型二輪車

(表中の税額単位:円)

	3年自家用	2年自家用	3年事業用
	5,700	3,800	4,500

エコカー減税対象外

### 7. 検査対象外軽自動車

(表中の税額単位:円)

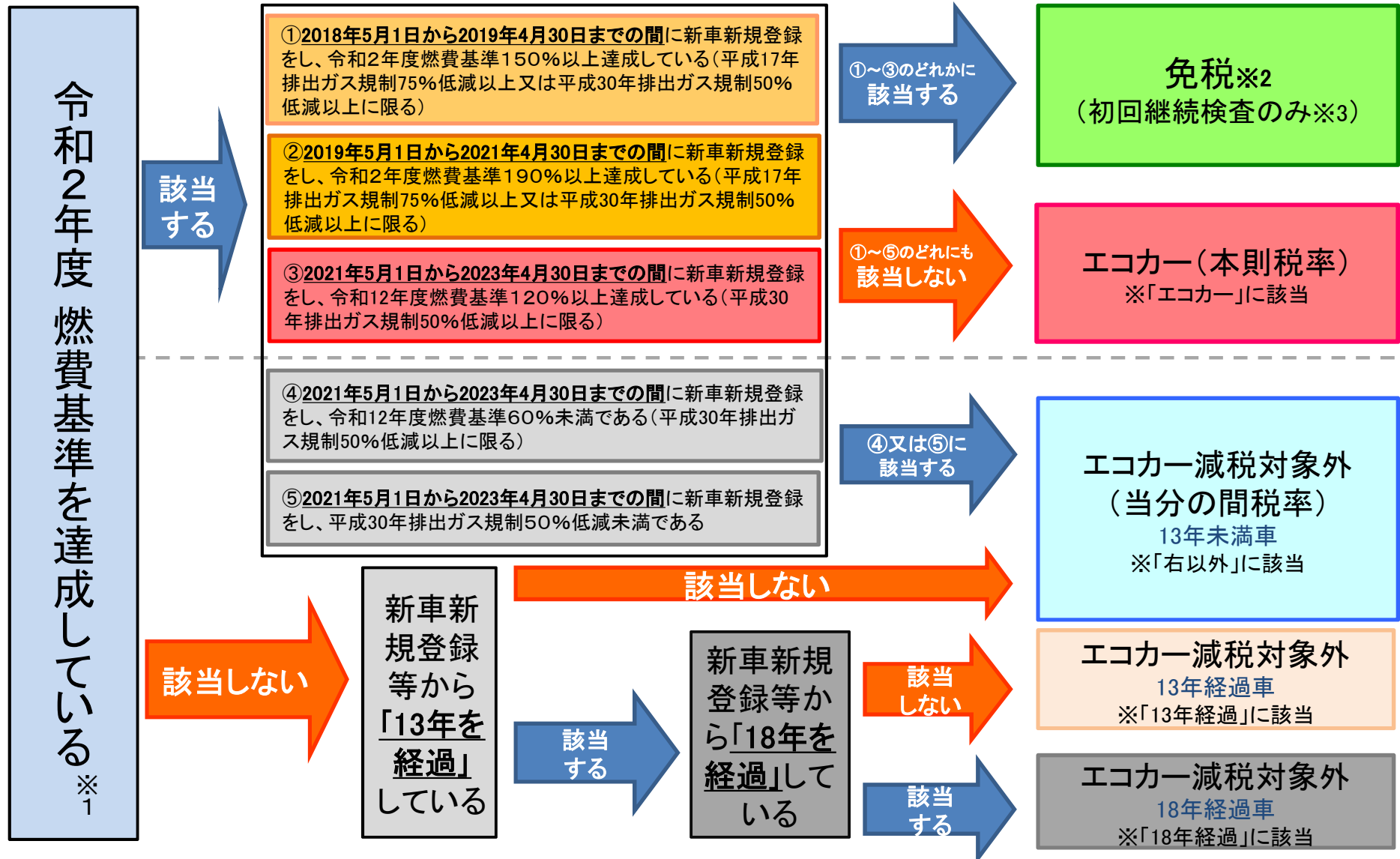
	二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用
	4,900	4,100	9,900	7,800

エコカー減税対象外

(注) 2回目以降の届出の際に「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」の提出がある場合は非課税

# 令和3年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2

○2021年5月1日から2023年4月30日までに乗用車(ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む))の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合



※1 平成22年度燃費基準130%達成車は、令和12年度燃費基準60%達成車に読み替えができます。詳細は、環境性能割の概要をご覧ください。

※2 新車新規登録時に免税であった車両においても、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過した場合、初回継続検査は本則税率の適用となります。

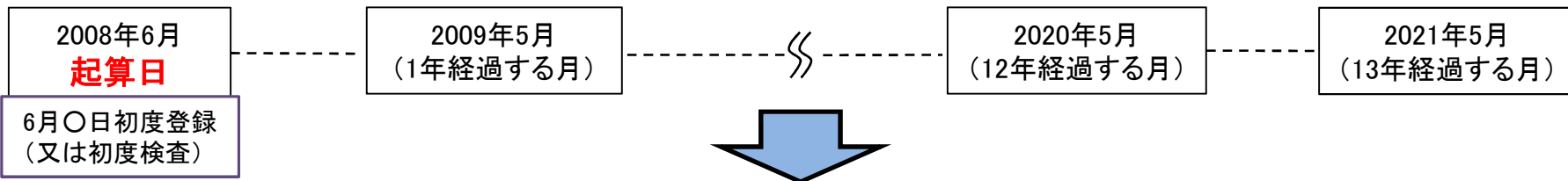
※3 2回目以降の継続検査については、本則税率の適用となります。

# 新車新規登録等から13・18年経過する自動車の経過年数の考え方(参考)

## ① 登録自動車及び小型二輪車の場合

原則として、初度登録年月(小型二輪車の場合は初度検査年月)から12年11ヶ月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「**13年経過**」となります。(租税特別措置法:第九十条の十一の二、第九十条の十一の三)

### 例: 2008年6月に初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)を受けた自動車の場合

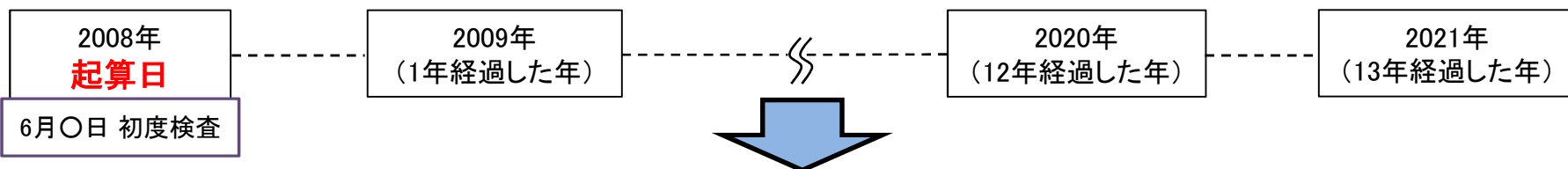


2008年6月に初度登録(又は初度検査)を受けた自動車の適用日は、2021年5月1日からです。初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)の際に自動車検査証の交付を受けた「日」に関係なく、**当該交付年月から13年経過する月の1日以後に受ける検査**から適用されます。

## ② 検査対象軽自動車(二輪を除く)の場合

原則として、初度検査年から13年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「**13年経過**」となります。(租税特別措置法施行令:第五十一条の三)

### 例: 2008年に初度検査を受けた自動車の場合



2008年に初度検査を受けた自動車の適用日は、2021年12月1日からです。初度検査の際に自動車検査証の交付を受けた「月日」に関係なく、**当該交付年から13年経過した年の12月1日以後に受ける検査**から適用されます。

※「18年経過」の考え方も同様。

※ 離島に使用の本拠の位置を有する自動車については、①にあつては13年(18年)を経過する月の前月から、②にあつては13年(18年)を経過した年の11月から適用されます。

# 2021年5月1日からの自動車重量税の税額表

## <継続検査等時における自動車重量税の税額>

【初回継続検査が免税となる車両について】

新車新規登録等で免税を受けた電気自動車等(※)又は令和12年度燃費基準を120%以上を達成している乗用車。

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車(平成30年度排出ガス規制適合)

1. 乗用車 (表中の税額単位:円)

区分 車両 総重量	2年自家用					1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
0.5トン以下	免税	5,000	8,200	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～1		10,000	16,400	22,800	25,200		5,000	8,200	11,400	12,600		5,000	5,200	5,400	5,600
～1.5		15,000	24,600	34,200	37,800		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
～2		20,000	32,800	45,600	50,400		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
～2.5		25,000	41,000	57,000	63,000		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
～3		30,000	49,200	68,400	75,600		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800

2. 特種用途車 (表中の税額単位:円)

区分 車両 総重量	2年自家用					1年自家用					2年事業用					1年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
1トン以下	免税	5,000	8,200	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	5,000	5,200	5,400	5,600	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～2		10,000	16,400	22,800	25,200		5,000	8,200	11,400	12,600		10,000	10,400	10,800	11,200		5,000	5,200	5,400	5,600
～3		15,000	24,600	34,200	37,800		7,500	12,300	17,100	18,900		15,000	15,600	16,200	16,800		7,500	7,800	8,100	8,400
～4		20,000	32,800	45,600	50,400		10,000	16,400	22,800	25,200		20,000	20,800	21,600	22,400		10,000	10,400	10,800	11,200
～5		25,000	41,000	57,000	63,000		12,500	20,500	28,500	31,500		25,000	26,000	27,000	28,000		12,500	13,000	13,500	14,000
～6		30,000	49,200	68,400	75,600		15,000	24,600	34,200	37,800		30,000	31,200	32,400	33,600		15,000	15,600	16,200	16,800
～7		35,000	57,400	79,800	88,200		17,500	28,700	39,900	44,100		35,000	36,400	37,800	39,200		17,500	18,200	18,900	19,600
～8		40,000	65,600	91,200	100,800		20,000	32,800	45,600	50,400		40,000	41,600	43,200	44,800		20,000	20,800	21,600	22,400
～9		45,000	73,800	102,600	113,400		22,500	36,900	51,300	56,700		45,000	46,800	48,600	50,400		22,500	23,400	24,300	25,200
～10		50,000	82,000	114,000	126,000		25,000	41,000	57,000	63,000		50,000	52,000	54,000	56,000		25,000	26,000	27,000	28,000
～11		55,000	90,200	125,400	138,600		27,500	45,100	62,700	69,300		55,000	57,200	59,400	61,600		27,500	28,600	29,700	30,800
～12		60,000	98,400	136,800	151,200		30,000	49,200	68,400	75,600		60,000	62,400	64,800	67,200		30,000	31,200	32,400	33,600
～13		65,000	106,600	148,200	163,800		32,500	53,300	74,100	81,900		65,000	67,600	70,200	72,800		32,500	33,800	35,100	36,400
～14		70,000	114,800	159,600	176,400		35,000	57,400	79,800	88,200		70,000	72,800	75,600	78,400		35,000	36,400	37,800	39,200
～15		75,000	123,000	171,000	189,000		37,500	61,500	85,500	94,500		75,000	78,000	81,000	84,000		37,500	39,000	40,500	42,000
～16		80,000	131,200	182,400	201,600		40,000	65,600	91,200	100,800		80,000	83,200	86,400	89,600		40,000	41,600	43,200	44,800
～17		85,000	139,400	193,800	214,200		42,500	69,700	96,900	107,100		85,000	88,400	91,800	95,200		42,500	44,200	45,900	47,600
～18		90,000	147,600	205,200	226,800		45,000	73,800	102,600	113,400		90,000	93,600	97,200	100,800		45,000	46,800	48,600	50,400
～19		95,000	155,800	216,600	239,400		47,500	77,900	108,300	119,700		95,000	98,800	102,600	106,400		47,500	49,400	51,300	53,200
～20		100,000	164,000	228,000	252,000		50,000	82,000	114,000	126,000		100,000	104,000	108,000	112,000		50,000	52,000	54,000	56,000
～21		105,000	172,200	239,400	264,600		52,500	86,100	119,700	132,300		105,000	109,200	113,400	117,600		52,500	54,600	56,700	58,800
～22		110,000	180,400	250,800	277,200		55,000	90,200	125,400	138,600		110,000	114,400	118,800	123,200		55,000	57,200	59,400	61,600
～23		115,000	188,600	262,200	289,800		57,500	94,300	131,100	144,900		115,000	119,600	124,200	128,800		57,500	59,800	62,100	64,400
～24		120,000	196,800	273,600	302,400		60,000	98,400	136,800	151,200		120,000	124,800	129,600	134,400		60,000	62,400	64,800	67,200
～25		125,000	205,000	285,000	315,000		62,500	102,500	142,500	157,500		125,000	130,000	135,000	140,000		62,500	65,000	67,500	70,000

3. トラック(車両総重量2.5トン以下) (表中の税額単位:円)

区分 車両 総重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
1トン以下	免税	2,500	3,300	4,100	4,400	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～2		5,000	6,600	8,200	8,800		5,000	5,200	5,400	5,600
～2.5		7,500	9,900	12,300	13,200		7,500	7,800	8,100	8,400



# 2021年5月1日からの自動車重量税の税額表

## <継続検査等時における自動車重量税税額>

【初回継続検査が免税となる車両について】

新車新規登録等で免税を受けた電気自動車等(※)又は令和12年度燃費基準を120%以上を達成している乗用車。

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車(平成30年度排出ガス規制適合)

### 4. バス、トラック(トラックは車両総重量2.5トン超から適用)

(表中の税額単位:円)

区分 車両 総重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
1トン以下	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～2		5,000	8,200	11,400	12,600		5,000	5,200	5,400	5,600
～3		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
～4		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
～5		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
～6		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800
～7		17,500	28,700	39,900	44,100		17,500	18,200	18,900	19,600
～8		20,000	32,800	45,600	50,400		20,000	20,800	21,600	22,400
～9		22,500	36,900	51,300	56,700		22,500	23,400	24,300	25,200
～10		25,000	41,000	57,000	63,000		25,000	26,000	27,000	28,000
～11		27,500	45,100	62,700	69,300		27,500	28,600	29,700	30,800
～12		30,000	49,200	68,400	75,600		30,000	31,200	32,400	33,600
～13		32,500	53,300	74,100	81,900		32,500	33,800	35,100	36,400
～14		35,000	57,400	79,800	88,200		35,000	36,400	37,800	39,200
～15		37,500	61,500	85,500	94,500		37,500	39,000	40,500	42,000
～16		40,000	65,600	91,200	100,800		40,000	41,600	43,200	44,800
～17		42,500	69,700	96,900	107,100		42,500	44,200	45,900	47,600
～18		45,000	73,800	102,600	113,400		45,000	46,800	48,600	50,400
～19		47,500	77,900	108,300	119,700		47,500	49,400	51,300	53,200
～20		50,000	82,000	114,000	126,000		50,000	52,000	54,000	56,000
～21		52,500	86,100	119,700	132,300		52,500	54,600	56,700	58,800
～22		55,000	90,200	125,400	138,600		55,000	57,200	59,400	61,600
～23		57,500	94,300	131,100	144,900		57,500	59,800	62,100	64,400
～24		60,000	98,400	136,800	151,200		60,000	62,400	64,800	67,200
～25		62,500	102,500	142,500	157,500		62,500	65,000	67,500	70,000
～26		65,000	106,600	148,200	163,800		65,000	67,600	70,200	72,800
～27		67,500	110,700	153,900	170,100		67,500	70,200	72,900	75,600
～28		70,000	114,800	159,600	176,400		70,000	72,800	75,600	78,400
～29		72,500	118,900	165,300	182,700		72,500	75,400	78,300	81,200
～30		75,000	123,000	171,000	189,000		75,000	78,000	81,000	84,000

### 5. 検査対象軽自動車(二輪を除く)

(表中の税額単位:円)

区分	2年自家用					2年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
	免税	5,000	6,600	8,200	8,800	免税	5,000	5,200	5,400	5,600

### 6. 小型二輪車

(表中の税額単位:円)

区分	2年自家用			1年自家用			2年事業用			エコカー減税対象外
	右以外	13年経過	18年経過	右以外	13年経過	18年経過	右以外	13年経過	18年経過	

## 令和 12 年度燃費基準値及び減税対象基準値

### 1. 乗用車（ガソリン車）

#### ○燃費基準値

車両重量が 2,759kg 未満	$FE(g) = -0.00000247 \times M^2 - 0.000852 \times M + 30.65$
車両重量が 2,759kg 以上	$FE(g) = 9.5$

( $FE(g)$  : ガソリン車の燃費基準値(km/L)、 $M$  : 車両重量(kg)、 $FE(g)$ は小数点第二位を四捨五入)

#### ○減税対象基準値

(例) 令和 12 年度燃費基準 60%達成の場合

$$\text{減税対象基準値} = FE(g) \times 0.6$$

(減税対象基準値は、小数点第二位を切り上げ)

### 2. 乗用車（LPG 車）

#### ○燃費基準値

$$FE(l) = FE(g) \times 0.74$$

( $FE(l)$  : LPG 車の燃費基準値(km/L)、 $FE(l)$ は小数点第二位を切り上げ)

#### ○減税対象基準値

(例) 令和 12 年度燃費基準 60%達成の場合

$$\text{減税対象基準値} = FE(g) \times 0.74 \times 0.6$$

(減税対象基準値は、小数点第二位を切り上げ)

### 3. 乗用車（ディーゼル車）

#### ○燃費基準値

$$FE(d) = FE(g) \times 1.1$$

(FE(d) : ディーゼル車の燃費基準値(km/L)、FE(d)は小数点第二位を切り上げ)

#### ○減税対象基準値

(例) 令和 12 年度燃費基準 60%達成の場合

$$\text{減税対象基準値} = FE(g) \times 1.1 \times 0.6$$

(減税対象基準値は、小数点第二位を切り上げ)

#### 備考

1. 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。

# エコカー減税(自動車重量税)の概要

[適用期間] ・自動車重量税(重量税) : **令和3年5月1日～令和5年4月30日**

[適用内容] ・減税対象車について、**適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置が適用(1回限り)**

- ※1 新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税。  
(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)
- ※2 令和4年5月1日以降に新車新規登録されたクリーンディーゼル車については、令和2年度燃費基準達成の車両に限り免税。
- ※3 新車新規登録時免税を受けた令和12年度燃費基準120%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税。  
(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)

## 1. 乗用車

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1					
				免税※2、※3					
・クリーンディーゼル乗用車	燃費性能 排出ガス性能			令和12年度燃費基準※4					
				60%	70%	75%	85%	90%	達成
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減※5	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	免税※3			

※4 減免対象は、令和2年度燃費基準達成の車両に限る。

※5 継続検査、中古車の新規登録等(令和3年4月30日以前に新車新規登録された車両に限る)を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減であり、令和2年度燃費基準達成以上の車両は本則税率又は免税を適用。

## 2. 軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1					
				平成27年度燃費基準					
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	燃費性能 排出ガス性能			+5%	+10%	+15%	+20%	+25%~	
				平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	75%軽減

### 3. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 排出ガス性能			平成27年度燃費基準		
				+5%	+10%	+15%~
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減			エコカー対象外	50%軽減	75%軽減
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成21年排出ガス規制適合			エコカー対象外	50%軽減	75%軽減

### 4. 軽量車・中量車(車両総重量3.5トン以下のバス)

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 排出ガス性能			令和2年度燃費基準		
				達成	+5%	+10%~
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	75%軽減	免税	
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	75%軽減	免税	
	平成21年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税

### 5. 重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 排出ガス性能			平成27年度燃費基準		
				+5%	+10%	+15%~
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成28年排出ガス規制適合※6	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税

※6 継続検査、中古車の新規登録等(令和3年4月30日以前に新車新規登録された車両に限る)を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx+PM+10%低減又は平成28年排出ガス規制適合であり、平成27年度燃費基準+5%達成以上の車両は本則税率を適用。

## 自動車税のグリーン化特例の概要

### ○ 軽 課

〔適用期間〕 ・令和3年4月1日～令和5年3月31日

〔適用内容〕 ・適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車※1	<ul style="list-style-type: none"><li>・電気自動車</li><li>・燃料電池自動車</li><li>・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</li><li>・プラグインハイブリッド自動車</li></ul>	概ね75%軽減
重量車等 (バス・トラック)	<ul style="list-style-type: none"><li>・電気自動車</li><li>・燃料電池自動車</li><li>・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</li><li>・プラグインハイブリッド自動車</li></ul>	概ね75%軽減

※1 営業用乗用車のうち、ガソリン・LPG・クリーンディーゼル車(ハイブリッド車を含む)について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね75%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両については概ね50%軽減。

### ○ 重 課

〔適用内容〕 ・新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※2) : 概ね15%重課(※3)

- ・ガソリン車、LPG車 : 13年超
- ・ディーゼル車 : 11年超

※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※3 バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課

## 軽自動車税のグリーン化特例の概要

### ○ 軽課

〔適用期間〕 令和3年4月1日～令和5年3月31日

〔適用内容〕 適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合には限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車※1	<ul style="list-style-type: none"><li>電気自動車</li><li>天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</li></ul>	概ね75%軽減
軽貨物車	<ul style="list-style-type: none"><li>電気自動車</li><li>天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</li></ul>	概ね75%軽減

※1 営業用乗用車のうち、ガソリン車(ハイブリッド車を含む)について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね50%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両については概ね25%軽減。

### ○ 重課

〔適用内容〕 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車(※2)：概ね20%重課

※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く

## 環境性能割の概要

【適用期間】 **令和3年4月1日～令和5年3月31日**

【適用内容】 **上記の期間中に車両を取得した場合に、車両の取得価額に対して環境性能に応じた税率を課税。**

※ 令和3年4月1日～令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車(軽自動車を含む)については、税率を1%軽減する。

### 1. 乗用車(登録車)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>クリーンディーゼル乗用車<small>※1</small></li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		自家用及び営業用	非課税					
			令和12年度燃費基準 <small>※2</small>					
	燃費性能		60%未満	60%	65%	75%	85%	達成
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%	2%		1%	非課税	
		営業用	2%	1%	0.5%	非課税		

\* 上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※1 令和4年4月1日以降に取得したクリーンディーゼル車については、令和2年度燃費基準達成の車両に限り、上記の要件を適用。

※2 減免対象は、令和2年度燃費基準達成の車両に限る。

### 2. 乗用車(軽自動車)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容						
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small>		自家用及び営業用	非課税						
			令和12年度燃費基準 <small>※1</small>						
	燃費性能		55%未満	55%	60%	65%	75%	85%	達成
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%		1%		非課税		
		営業用	2%	1%	0.5%	非課税			

\* 上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

※1 減免対象は、令和2年度燃費基準達成の車両に限る。(55%以上60%未満の営業用軽自動車を除く。)

【令和12年度燃費基準への読み替え】

令和12年度燃費基準	55%	60%	65%	75%	85%
------------	-----	-----	-----	-----	-----



平成22年度燃費基準	119%	130%	141%	162%	184%
------------	------	------	------	------	------

【令和12年度燃費基準への読み替え】

令和12年度燃費基準	55%	60%	65%	75%	85%
------------	-----	-----	-----	-----	-----



令和2年度燃費基準	80%	87%	94%	109%	123%
-----------	-----	-----	-----	------	------

### 3. 軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		自家用及び営業用	非課税					
			平成27年度燃費基準					
	燃費性能		未達成	達成	+10%	+15%	+20%	+25%~
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用(登録車)	3%		2%		1%	非課税
		自家用(軽自動車)	2%		1%		非課税	
		営業用 (登録車及び軽自動車)	2%		1%		0.5%	非課税

\* 上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。(軽自動車については一律2%が適用される。)



#### 4. 軽量車(車両総重量2.5t以下のバス)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		自家用及び営業用	非課税					
	燃費性能		平成27年度燃費基準				令和2年度燃費基準	
	排出ガス性能		未達成	達成	+10%	+15%~	達成	+5%~
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用(登録車)	3%		2%		1%	非課税
		営業用(登録車)	2%		1%		0.5%	非課税

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。(軽自動車については一律2%が適用される。)

#### 5. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		自家用及び営業用	非課税					
	燃費性能		平成27年度燃費基準					
	排出ガス性能		未達成	達成	+5%	+10%	+15%	+20%~
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%		2%		非課税	
		営業用	2%		1%		0.5%	
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	自家用	3%		2%		1%	
		営業用	2%		1%		0.5%	
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	自家用	3%		2%		1%	
		営業用	2%		1%		0.5%	
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	3%		2%		1%	
		営業用	2%		1%		0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

#### 6. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のバス)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容						
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		自家用及び営業用	非課税						
	燃費性能		平成27年度燃費基準				令和2年度燃費基準		
	排出ガス性能		未達成	達成	+5%	+10%	+15%~	達成	+5%~
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%		2%		1%		
		営業用	2%		1%		0.5%		
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	自家用	3%		2%		1%		
		営業用	2%		1%		0.5%		
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	自家用	3%		2%		1%		
		営業用	2%		1%		0.5%		
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	3%		2%		1%		
		営業用	2%		1%		0.5%		

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	+5%	+10%	+15%	+20%	+25%
------------	-----	------	------	------	------

【令和2年度燃費基準への読み替え】

令和2年度燃費基準	達成	+5%
-----------	----	-----

平成22年度燃費基準	+32%	+38%	+44%	+50%	+57%
------------	------	------	------	------	------

平成22年度燃費基準	+50%	+57%
------------	------	------

#### 7. 重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減車)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		自家用及び営業用	非課税					
	燃費性能		平成27年度燃費基準					
	排出ガス性能		未達成	達成	+5%	+10%	+15%~	
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排出ガス規制適合	自家用	3%		2%		1%	
		営業用	2%		1%		0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

# バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長（自動車重量税・自動車税）

バリアフリー車両に係る自動車重量税及び自動車税（環境性能割）の特例措置を拡充・延長する。

## 施策の背景

- 高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現や、2021年（令和3年）の東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとするため、**バリアフリー車両の普及を予算措置と併せて加速させていくことが必要**である。
- また、**空港アクセスバス**のリフト付き車両については、通常車両価格より高額であること等によりその普及が低調な状況になっているため、**改正バリアフリー法の附帯決議、障害当事者団体及び業界の要望**等により、さらなる普及促進やバリアフリー法の基本方針に新たな目標を設定するよう求められている。
- このようなことから、**空港アクセスバスのリフト付き車両（乗車定員30人以上）に係る軽減措置を拡充**するとともに、**バリアフリー車両に係る特例措置を延長**することによって、バリアフリー化を強力に促進する。

## 施策の目標

バリアフリー法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリー車両の目標及びバリアフリー化の状況

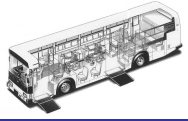




バリアフリー車両の種類	乗合バス（路線バス・空港アクセスバス等）		貸切バス（観光バス等）	タクシー
	ノンステップバス	リフト付きバス	ノンステップバス・リフト付きバス	福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）含む）
目標（令和2年度まで）⇒ <b>新目標（令和3～7年度）</b>	約70% ⇒ <b>約80%（引き上げ）</b>	約25% ⇒ <b>約25%（現状維持）</b> （注1）	約2,100台 ⇒ <b>約2,100台（現状維持）</b>	約44,000台 ⇒ <b>約90,000台（引き上げ）</b> （注2）
バリアフリー化の実績（令和元年度）	61.1%	5.2%	1,081台	37,064台（21,736台）

（注1） 空港アクセスバスに関する目標を新設 ⇒ 平均利用者数2,000人/日以上航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。

（注2） UDタクシーに関する目標を新設 ⇒ 各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする。

## 要望の結果

### 特例措置の内容

措置対象	ノンステップバス （構造・設備基準に適合した車両）	リフト付きバス（乗車定員30人以上） （構造・設備基準に適合した車両）		リフト付きバス（乗車定員30人未満） （構造・設備基準に適合した車両）	ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー） （バリアフリー性能に優れた車両と認定された車両）
税目					
		〔 空港アクセスバス 〕	〔 空港アクセスバス以外 〕		
自動車重量税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税
自動車税 （環境性能割）	取得価額から 1,000万円を控除	取得価額から 800万円を控除	取得価額から 650万円を控除	取得価額から 200万円を控除	取得価額から 100万円を控除

### 結果

- ・ 空港アクセスバスのリフト付き車両（乗車定員30人以上）に係る軽減措置を拡充（自動車税（環境性能割）の控除額を800万円に引き上げ）する。
- ・ 現行の特例措置について、自動車重量税は令和3年4月1日～令和6年3月31日の3年間延長、自動車税（環境性能割）は令和3年4月1日～令和5年3月31日の2年間延長する。

# 都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車税)

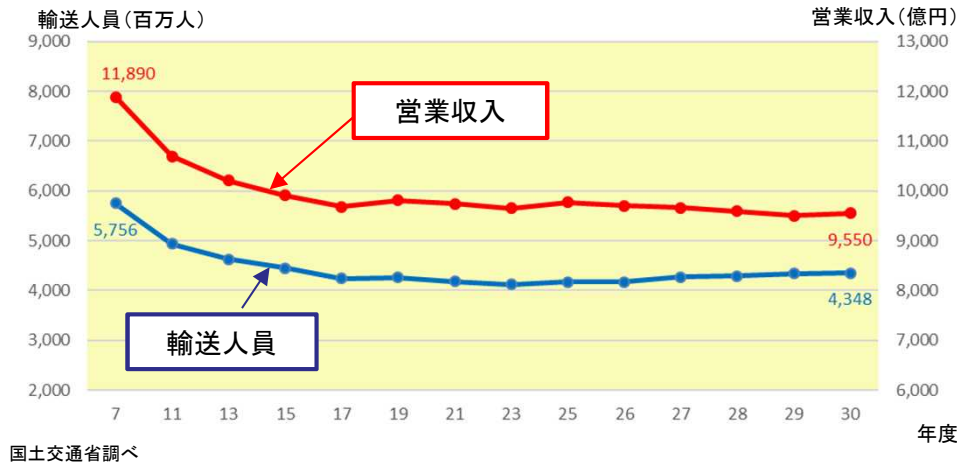
都道府県の条例で定める生活交通路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車税(環境性能割)の非課税措置を延長する。

## 施策の背景

- 少子高齢化に伴う人口減少等により、バス事業の輸送人員や営業収入が低迷する中で、バス事業者の経営は極めて厳しい状況に置かれている。
- 地域住民の生活交通路線を維持するとともに、高齢者や障害者を含め、誰でも利用しやすく、環境にやさしい公共交通を実現するためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が必要である。

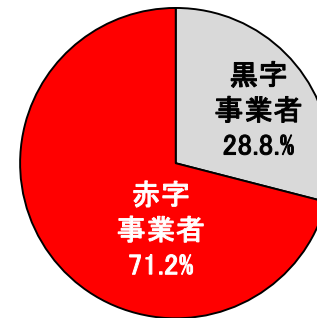
### 輸送人員等の推移

輸送人員及び営業収入は低迷している。



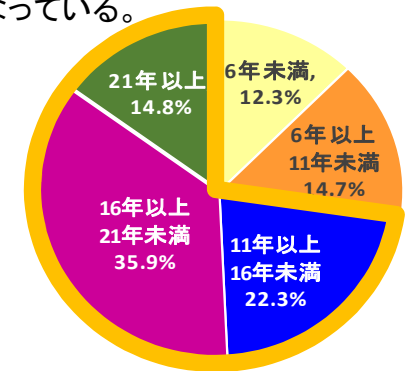
### 事業者の収支状況

乗合バス事業者の7割強が赤字事業者となっている。



### 乗合バス車両の車齢の分布

乗合バス車両の車齢の分布をみると、7割強が11年を超える車両となっている。



## 要望の結果

### 特例措置の内容

都道府県の条例で定める生活交通路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車税(環境性能割)を非課税とする。

### 結果

現行の特例措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

# 先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充・延長 (自動車重量税・自動車税)

衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載したトラック・バスについて、自動車重量税及び自動車税(環境性能割)の特例措置を延長するとともに、特例措置の対象に側方衝突警報装置を追加する。

## 施策の背景

- 「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月)において令和2年までに死者数を2,500人以下とする政府目標が掲げられている中、令和元年の交通事故死者数は3,215人となっており、更なる取組みの強化が必要。特に関越自動車道における高速ツアーバス事故(平成24年4月)、軽井沢スキーバス事故(平成28年1月)に見られるように、大型車両は事故発生時の被害が大きくなりやすい。
- ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術には、高い事故防止・被害軽減効果が期待されるため、トラック・バスにおける基準化・義務化を進めているが、装置価格が高く事業者の負担が大きいことから、義務化までの間、税制特例を講じることにより、装置の早期普及を促進する必要がある。

### ①衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)

前方の障害物との衝突を予測して警報するとともに、ブレーキを制御。

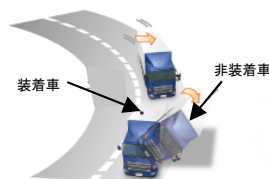


	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,863件	894,281件
事故低減効果	350件 (7.2%)	51,241件 (5.7%)

※平成22年の全車種区分の事故件数より試算

### ②車両安定性制御装置(EVSC)

車両の横滑りの状況に応じて、ブレーキやアクセルを制御し、横滑りや転覆を防止。



●横転

	死亡事故
全事故件数	29,799件
事故低減効果	1,113件 (3.7%)

※平成22~28年の全車種区分の事故件数より試算

### ③車線逸脱警報装置(LDWS)

車のカメラが車線の位置を認識して、自動車が車線からはみ出しそうになった場合や、はみ出した場合に、音や警告灯等でドライバーに注意を促す。



	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,773件	731,915件
事故低減効果	165件 (3.5%)	4,838件 (0.7%)

※平成21年の全車種区分の事故件数より試算

## 要望の結果

### 特例措置の内容

対象車両	対象装置	重量税額からの軽減額	取得価格からの控除額	
車両総重量20t超 22t以下のトラック	③LDWS ※令和2年10月31日 まで	25%軽減	175万円 控除	
8t超20t以下の トラック	3装置 装着	50%軽減	350万円 控除	
3.5t超8t以下の トラック				①AEBS
5t超12t以下の バス				②EVSC
5t以下のバス	③LDWS			

※20t超22t以下のトラックは令和2年11月1日よりLDWSの全車装着義務化。※3.5t超20t以下のトラック、12トン以下のバスは令和3年11月1日より3装置の全車装着義務化(5t以下のバスはAEBS、LDWS)

## 結果

- 義務化が決定した装置について、義務化までの間、特例措置の対象とする。具体的には以下のとおり。
  - ・現行の措置を7ヶ月間(令和3年4月1日~令和3年10月31日)延長する。
  - ・対象装置に新たに義務化が決定した側方衝突警報装置(BSIS)を追加する。

《令和3年4月1日~令和3年10月31日》

対象車両	対象装置	重量税額からの軽減額	取得価格からの控除額	
22t超のトラック 8t超のトラック 20t超22t以下のトラック	④BSIS	25%軽減	175万円控除	
8t超20t以下のトラック	3装置 装着	50%軽減	350万円控除	
3.5t超8t以下のトラック				①AEBS
5トン超12トン以下のバス				②EVSC
5t以下のバス	③LDWS			

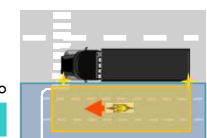
《令和3年11月1日~令和6年4月30日※》

対象車両	対象装置	重量税額からの軽減額	取得価格からの控除額
22t超のトラック 8t超のトラック 20t超22t以下のトラック 8t超20t以下のトラック	④BSIS	25%軽減	175万円控除

※自動車税(環境性能割)については、~令和5年3月31日

### ④側方衝突警報装置(BSIS)

自転車等を左側方に検知した場合、視覚及び音によりドライバーに警報し、左折巻き込み事故を予防。



	死亡事故	負傷事故
全事故件数	1,926件	73,094件
事故低減効果	137件 (7.1%)	1,063件 (1.5%)

※平成20~29年の8t超のトラックの事故件数より試算